

議案第 25 号

三宅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

三宅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 27
号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 3 月 2 日提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

三宅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例
第27号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(三宅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の三宅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

三宅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第27号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<u>（安全計画の策定等）</u> <u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練</u>	

を定期的に実施しなければならない。
い。

3 放課後児童健全育成事業者は、
利用者の安全の確保に関して保護
者との連携が図られるよう、保護者
に対し、安全計画に基づく取組の内
容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、
定期的に安全計画の見直しを行い、
必要に応じて安全計画の変更を行
うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事
業者は、放課後児童健全育成事業所
ごとに、感染症や非常災害の発生時
において、利用者に対する支援の提
供を継続的に実施するための、及び
非常時の体制で早期の業務再開を
図るための計画(以下この条におい
て「業務継続計画」という。)を策
定し、当該業務継続計画に従い必要
な措置を講ずるよう努めなければ

ならない。

2. 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3. 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 者 は 、
定 期 的 に 業 務 継 続 計 画 の 見 直 し を
行 い 、 必 要 に 応 じ て 業 務 継 続 計 画 の
変 更 を 行 う よ う 努 め る も の と す る 。

(衛 生 管 理 等)

第 13 条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は、食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 (略)

(衛 生 管 理 等)

第 13 条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は、食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

めなければならぬ。

3 (略)

